

## ナポレオン帝国衰亡史における「大陸封鎖」の位置

La Position de ‘Blocus continental’ dans l’Histoire  
de la décadence de l’Empire napoléonien

小宮 正弘  
KOMIYA Masahiro

(平成16年9月27日受理)

ナポレオン時代史中に名高い「大陸封鎖」、すなわちナポレオンによる「ヨーロッパの自己封鎖」は、ナポレオン帝国衰亡にもっとも重い要因をなしたものと考えられる。その史的分析を論述するにあたって、筆者はまず、「大陸封鎖」がフランス革命期の保護主義の系譜を継承するものとする実証的説明を行う。これは「大陸封鎖」が、革命期＝ナポレオン時代を通じての大きな時代表現、すなわちイギリスと大陸諸国なかんずくフランスとの、産業革命の発展段階の差を反映する表現であったことの、予備的説明をもなす。ついで「大陸封鎖」の展開過程もしくはその態様の推移を、具体的にたどったのち、「大陸封鎖」の崩壊が、国際経済の桎梏の中、いかなる国際的緊張の中で発生し、さらにはナポレオン帝国の衰亡を招来させてゆくことになるのか、政治史的・経済史的・軍事史的関連の中で、史的事実の配列を解読する視点を提出することにつとめる。なおナポレオンの「大陸体制」構想、すなわちヨーロッパ組織化の構想と志向については、本稿では「大陸封鎖」の壊滅という面から傍系的に判断材料を提起するにとどめる。

### はじめに——「大陸封鎖」と「大陸体制」

ナポレオン時代史研究中、「大陸封鎖」については、その政治的・制度的・社会的・経済的側面等に関し、すでに相当程度の成果の累積が内外ともに認められる。筆者は以下、主にそれらの研究成果に依拠しつつ、なおそれら各ジャンルに固有の歴史上の諸因子を、ナポレオン史の知見を援用しつつナポレオン帝国衰亡史の中に再構成してみたいと考える。各ジャンルにおける研究の精緻化は、諸因子を糾合したナポレオン史の再構成への営みを、やや緩慢にさせている憾みがあると判断されるからである。

ところで、ナポレオン時代史における「大陸封鎖」の位置を問題とするとした場合、通例「大陸封鎖」*Blocus continental*と相関連して用いられる「大陸体制」*Système continental*という概念について、ここでまず触れておき、本稿でのその両者の扱いに関する筆者の態度を明らかにしておく必要があろうと考える。

服部春彦は、「大陸体制*Système continental*は、ヨーロッパの政治的・制度的・社会的・経済的組織化に関するナポレオンの構想として定義されなければならない」とするR・デュフレスの言葉を引いて、さらにその所説を大略以下のように紹介してみせている<sup>(1)</sup>。デュフレスは「大陸体制」を「大陸封鎖」と明確に区別すべきであると主張しており、「大陸封鎖」

に比して「大陸体制」ははるかに広い問題領域を含むものであるとする。デュフレスの表現によれば「大陸封鎖とは、フランスで既に行われていたイギリス商工業に対する措置を、ヨーロッパに強制的に実施させるために、ナポレオンがとった政治的・軍事的・外交的・経済的諸施策の全体として定義されねばならず」、というものであり、これに比して「大陸体制」は、そうした経済的側面に留まらないナポレオンのヨーロッパ組織化の構想全体を意味する、と確認するのである。

デュフレスの言うような「ヨーロッパの組織化に関するナポレオンの構想」である「大陸体制」が、ナポレオン自身の現実的構想としてはたしてあったものかどうかについてはおおいに議論の余地のあるところであるが<sup>(2)</sup>、ナポレオンに、イギリス商品をヨーロッパ大陸市場から締め出すことによってイギリスの経済的破壊をはかることのみならず、ヨーロッパ大陸におけるフランスの経済的霸権の確立を課題とするところがあつたことについては、異論の余地はないであろう<sup>(3)</sup>。この後者のナポレオンの経済政策にもとづくシステムを、「大陸制度」「大陸体制」となどと呼称する一つの習いは、しかし、デュフレスの用いる「大陸体制」との混乱を招くおそれがある。筆者は、ここに言う「ナポレオンの経済政策」の現実的適用として現れたものが「大陸封鎖」Blocus continentalであるとし、それはデュフレスの用いる「大陸体制」のうちの経済的組織化に関わるものと定位する。ついで、ともかくもデュフレスの用いる「大陸体制」を、ナポレオンのヨーロッパ組織化の構想全体と理解したうえで、しかしながらその構想の理念をもっとも現実的に反映した部分は経済的領域にあつた、という立場をとる。そしてこの二つの考え方から、筆者としては、本稿においては「大陸封鎖」を「大陸体制」の経済的側面に属するものとして使用してゆくにとどまらず、「大陸体制」にそのまま直結するものとして実質上扱う場合もありうることを表明しておきたいと思う。

このように筆者が「大陸封鎖」という用語を「大陸体制」という用語との関係ではやや柔軟に運用してみたいとする理由には、より積極的な表現をとれば、ナポレオンの構想した大陸体制というものがありえたとしても、それはフランス帝国の霸権をヨーロッパ大陸諸国・諸地域に認知させる体制としてであり、フランス帝国の経済的利益を最優先することが第一義的な目的とならざるをえなかつたと判断され、構想としての政治的・理念的組織化はほとんど機能しないままに歴史は推移したと認められるからである。本来この後段には歴史学的論証が必要であることを筆者は認識しているが、いま本稿では「大陸封鎖」の前史的系譜・展開過程・崩壊の各歴史的内実をたどることを目的とし、上記後段の論証はその際に傍系的になされるにとどめ、積極的には据え置くままとする。

## I . 革命期保護主義の系譜

よく知られているように、「大陸封鎖」はナポレオン帝政下の1806年11月21日の「ベルリン勅令」により宣言され、翌1807年12月17日の「ミラノ勅令」により制度的に完成された。

この両勅令に表れた宣言内容が、ヨーロッパ大陸の自己封鎖としてイギリスに対しきわめて過激なものであったことにより<sup>(4)</sup>、「大陸封鎖」はナポレオン皇帝の独創的な軍事・経済戦略と印象されるが、本質的な意味では当然のことながらそうではない。「大陸封鎖」政策の二支柱のうちの一つ、イギリス商品の締め出しへは、フランスとイギリスの間の産業化

レベルの格差に起因している以上、それはイギリス産業革命の発展とともに顕在化する方向をたどってきたと言ってよく、すでにフランス革命期中、1793年3月1日の法令によって鮮明な開始の措置がとられていた<sup>(5)</sup>。

ナポレオンが「フランス革命の子」を自任し、1793年末トゥーロンの攻略以後歴史の舞台に登場してのち、いつまでと画期は定めがたいがその「フランス革命の子」としての理念を保持してみえたのは間違いないところであるが<sup>(6)</sup>、上に述べた、フランス革命期中に発動されたフランス産業保護主義を、ナポレオンもまた変転する革命政権にならって継承し、その帝政期「大陸封鎖」政策にまで取り込んでいったという表現は可能である。つまり、経済史的にもナポレオンが「フランス革命の子」であったことには格別の無理はない。むろんフランス革命期以後の政権の継承者としてナポレオンが、当然フランス産業の保護・育成をはかる立場にあったと理解してみても、「大陸封鎖」という際立った戦略をとるにいたったという点にかかわって、革命期の保護主義の系譜をここにまずたどっておくことは、「革命の子」の経済史的な面での理解に資するものがあるはずである。

フランス革命期における保護主義は、1791年2月12日の一般関税法にその起点をもつ、と吉田静一は指摘している<sup>(7)</sup>。これは新関税率案の具体的提起にもとづく保護関税の設定という、革命後の総合的な関税改革であり、国民的産業の保護、そのための国内市場の確保に道筋をつけたものである。

この関税改革は、かつての絶対王政権力によって推進されたイギリスとの自由貿易が生んでいた弊害<sup>(8)</sup>、すなわちフランスの初期産業資本に対し与えられていた打撃を緩和するという意味で、フランス革命期に入ってとられた保護主義のまず最初の指標として挙げられるべきものである。

ついで、第二の指標として挙げられるものは、上に触れた1793年3月1日の法令である。これが同年2月1日の、イギリスの対仏宣戦布告という積極行動に対する反対行動として、奔騰するパトリオティズムとともに現れる。この法令は国民公会により可決されたが、その規定の示すものは、まず、革命前のいわゆる「イーデン条約」の廃棄<sup>(9)</sup>。また、諸商品の輸入禁止であるが、なかでもとくに絶対的な輸入禁止の措置をうけたものは、たとえば綿織物、毛織物、金属製品等の特定商品であり、それらの商品は、86年の通商条約（「イーデン条約」）によってフランス市場に奔流したイギリス商品の主なものであった。

この第二の指標の鮮明な特質は、言うまでもなく「輸入禁止」、すなわち「商品等の締め出し」であり、ここに現れた法令はその後、同93年10月9日の「イギリスの統治に服する諸国で製造された一切の商品を共和国の土地から追放する法令」へと拡大され、さらに1796年10月31日の法令で確認・強化される。すなわち、その法令は、イギリス工業製品の輸入を全面的に禁止したにとどまらず、およそ外国からもたらされる綿織物、毛織物、金属製品等については、その原産地がどこであれ、これをイギリス製品とみなして輸入禁止を適用したのである<sup>(10)</sup>。

ここに挙げた第二の指標たる1793年3月1日の法令に関しては、「輸入禁止」とは別の、もう一つの特質に触れておかなければならない。それは、この法令が、植民地物産にはなんら触れるところがなかったということ、およびその輸入禁止除外例の中に原料が含まれていたということからくる特質、である。これらはこの法令が、フランスの国民的諸産業の利益ならびに保護をはかることで、提案され可決されたことを示している。

さて、つぎに第三の指標として、1793年9月21日に国民公会によって可決された「航海条令」を挙げておかなければならない<sup>(11)</sup>。フランスの国民的諸産業にとって、海外市场、とくに植民地は、原料の供給地として、また製造品の輸出先として、これは革命前からむろん重視されてはいたが<sup>(12)</sup>、革命後にははやくも、フランスの海上支配を目的とする法令がもとめられるというかたちで関心の的でありつけた。それは、革命フランスが商業の自由を宣言する、海上の自由を宣言する、という主張として具体的に提起される。その提言内容には、間接貿易の排除＝直接貿易の確立、国内産業の保護・育成、植民地貿易の確保、という三点が認められる。とはいえ、その提言は、単にフランス一国の利益にのみ限られていたわけではない。イギリス資本によるヨーロッパ大陸市場の攪乱という現実認識から発した「航海条令」の使命、それはイギリスに対する反対行動を共通の場としたヨーロッパ大陸の結合というものであり、すでに「航海条令」はヨーロッパ的規模において考えられていたという面があったと言えよう。少なくとも国民公会への、条令可決に向けての提言の内にあってはそう言いうる。

このような保護主義の政策と並行して、この1793年当時には、海上封鎖、具体的行動としての海上捕獲も行われた。この捕獲命令は英仏双方により出されている。そしてその後1798年1月18日の総裁政府による「ニヴォーズ法」では、こうした海上政策はさらに強化されているのである<sup>(13)</sup>。

以上、三つの指標を挙げながら、フランス革命期の保護主義の系譜をたどってみたが、それらを通してうかがえることは、革命勃発後、1790年代を通じて、革命期諸政権により強化されていった「イギリス商品の締め出し」「自国産業の保護・育成」というものの、濃厚な傾向という歴史的事実であろう。

これに加えて以下に述べる、諸商品輸入禁止措置のヨーロッパにおける対象地域の拡大、輸出地域の拡大、これらの歴史的要素をも視野に入れれば、おしなべて以上の諸点の指向性は、ナポレオンが「大陸封鎖」に込めた内容そのものに重なってゆくものであることがもはや明らかであろう。

さきの第二の指標の項中に述べた1796年10月31日の法令、すなわちイギリス商品あるいは外国製品の輸入禁止措置は、1795年10月にフランスに併合されたベルギー、1797年10月カンボ・フォルミオ条約により併合されたライン左岸地方などにも当然適用された。また、フランス主導で1795年1月に建国されたバタヴィア共和国（オランダ）、同じく1797年7月に建国された北イタリアのチザルピーナ共和国も輸入禁止措置を約束させられた。一方、1798年2月にフランスがチザルピーナ共和国に押し付けた通商条約の輸入関税率は、フランス工業製品の北イタリアへの輸出拡大の糸口となっていました<sup>(14)</sup>。

「フランス革命の子」ナポレオンの軍事独裁政権の確立（フランス革命期の終焉）は、1799年11月、ブリュメール18日のクーデタによるものであった。ここに再び繰り返すが、革命勃発後、1790年代を通じての革命期保護主義の諸系譜は、ヨーロッパにおけるフランスの経済的霸権樹立の芽とともに、ナポレオンの内へと入り込んでいったのである。

## II. 時代要因としての英仏産業革命

ナポレオンの軍事独裁政権の確立が1799年11月と目されることは上に記したとおりであ

るが、その後、第一執政就任、終身執政の地位獲得とつづくあたりのナポレオンの身分上の委細については本稿の目的外として触れない。ただ、そののち、皇帝となるのが1804年5月であり、これは再述しておくが、「大陸封鎖」を宣した「ベルリン勅令」は1806年11月、「ミラノ勅令」は翌07年12月に発されている。

ところで当然予想されるように、政権確立後のナポレオンが「大陸封鎖」を宣するまでの間、仏英両国の経済上の衝突は、フランス革命期中の衝突をほぼそのまま、あるいはそれを上回って継がれてゆくと言ってよい。例外的な事態は、周知のように、1802–03年にかけて両国間の商業戦争が一時停止された「アミアンの平和」の時期に訪れているのみである<sup>(15)</sup>。「平和」決裂直後の03年6月20日、フランスはイギリスから直接あるいは間接に入ってくるあらゆる植民地物産の輸入を禁止し、ついで1804年3月13日、イギリスの港を出た中立国船のフランスへの入港を禁じた。さらに1806年4月30日には帝国関税法を定め、主に綿製品と植民地物産を対象とし、イギリス製綿製品の輸入の禁止、原綿に対する関税の引き上げ、また植民地物産の関税をほとんど禁止的といえる額にまで引き上げた<sup>(16)</sup>。

これらの保護主義政策は、イギリス産業のもつ力量との相対的な関係によってとられていた以上、それはフランス内にとどまらず、ナポレオンの支配した大陸諸国に拡大・適用されてゆく必然性・可能性をもっていたと言えるであろう。現に、1803年「アミアンの平和」が破れたとき、ナポレオンはイタリア共和国、またオランダに対し、イギリスに対する封鎖措置を指示しているし、さらに1806年には、イタリア、ナポリ(王国)、スイスを帝国関税法と同じ体制の中に組み入れているのである<sup>(17)</sup>。

ここには、本稿の次段階として触れるべきナポレオンの「大陸封鎖」政策の性質を、予見させる要素が宿されている。その点についての理解に不可欠の支えとして、ここに英仏産業革命の態様に関する記述を、概略的なものにせよ挿入しておきたい。

まず、時期的な点であるが、それぞれの産業革命の始期をいつ頃と認識したらいいであろうか。終期あるいは完成期を問うことは事柄の性質上この際は無意味である。イギリス産業革命の始期に関しては、現在ではそれが統計的諸指標によっても1780年代とされることは、安定的理解とうけとめていいであろう<sup>(18)</sup>。ところでフランス産業革命の始期に関しては、諸説が並存している。ここでは三つの代表的な見解を挙げておこう。1792–94年(遠藤輝明説)、1800年頃(服部春彦説)、1810年代(本池立説、吉田静一説)。なお、この際のイギリス産業革命の主導部門となったのは、明らかに綿工業であること言うまでもないが、フランス産業革命の主導部門もまた、その出発時においては綿工業であり、その後重工業部門が主導部門として登場してきたとする見解においては、フランス産業革命を研究する論者の意見は一致している<sup>(19)</sup>。こうしてみると、時期的な点からみれば、英仏産業革命の始期の差はほぼ10年から30年ほどと言っておいていいであろう。

ついで、この先進イギリスの産業革命の基軸であり、かつ国外市場獲得の原動力となつた綿工業について、その輸出額の推移をたどってみると、1772年には総輸出額のわずか2.3%、1790年にも12%であったそれは、1800年には24%に上昇し、ついで1814–16年には約40%に躍進をとげている<sup>(20)</sup>。またその生産力の飛躍的向上に伴って、綿工業生産物価格は驚くべき低落を示している。たとえば、ほんの一例として、100番手綿糸1ポンドの価格は1786年には38シリング、それが1800年には9.4シリングに低落している<sup>(21)</sup>。このような生産物価格の低落は、原綿価格の低落によるものであると同時に、綿工業生産技術の変革によ

る労働生産性の躍進に帰せられるものであるが、いずれにせよ、こうした製品価格の低廉化は最大の武器となって、イギリス綿工業生産物の国外市場進出を強力に推進させていったのである。

以上、英仏産業革命の態様の重要な性質を帶びた一端からうかがっても、フランス革命期からナポレオンによる「大陸封鎖」の時期まで（そして事実は1815年に終焉を迎えるナポレオン時代のほぼすべての時期を覆って）、イギリス商品のヨーロッパ大陸流入の条件はおおいに整っていたとすることができるであろう。すでに触れた1786年の英仏通商条約（「イーデン条約」）、明確に自由貿易をめざした両国間の通商条約の締結も、つまりはイギリス産業革命の進展という新状況が生み出したものととらえてよく<sup>(22)</sup>、またそのフランス革命期中1793年の国民公会法令による廃棄、それもまた、イギリス産業革命の進展という状況のもたらしたものととらえてよいのである。そしてその「廃棄」は、フランス革命期からナポレオン時代における仏英両国間の経済衝突の典型的表現と、とらえられるべきものである。

### III. 「大陸封鎖」の態様の推移

ナポレオンは産業革命期の子であったという宿命をもつ。

「大陸封鎖」の展開過程という叙述に入る前に、これまでにはほぼ確認されたところをここで再確認しておこう。

ナポレオンはフランス革命期の保護主義の系譜を負っていた。保護主義はイギリス商品の締め出しを意味すると同時に、フランス産業の保護・育成を含意した。保護主義はまた、フランスの支配に服する大陸諸国に対しイギリス政策の共有を迫るとともに、フランス商品の市場たることを促す要素をもっていた。この最後の要素と主題を接する、ヨーロッパにおけるフランスの経済的霸権樹立志向の密度については、なお慎重な観測が必要ではある。

それでは以下、「大陸封鎖」の展開過程をたどってみよう。もっとも、ナポレオンの「大陸封鎖」政策に込められた意図は、ヨーロッパの国際的環境によって現実には相当程度に左右されるものとなったことはむろんである。

1806年11月21日に、フランス皇帝兼イタリア国王等々の名でナポレオンにより「ベルリン勅令」が発せられたとき、直接にはそれはイギリスの大陸港湾封鎖宣言に対する対抗宣言となっていたのはその前文に明らかであるが<sup>(23)</sup>、前文につづく本文は11条。そのうちここでは、もっぱら本稿の目的との関係で、その宣言内容を摘記しておこう<sup>(24)</sup>。第1条 イギリス諸島を封鎖状態に置くものとする。第2条 イギリス諸島との通商および通信はいっさい禁止される。第5条 イギリス商品の交易は禁止され、イギリスに属するか、あるいはイギリス製商品およびイギリス植民地産商品は、いっさい没収されるものとする。第7条 イギリスもしくはイギリス植民地から直接来航したか、あるいは本勅令の公布後そこに寄港した船舶は、いっさい大陸のいかなる港にも入港せしめない。第8条 虚偽の申告により前条の規定に違反する船舶はすべて拿捕される<sup>(25)</sup>。

1807年12月17日に発された「ミラノ勅令」についてもつづけて摘記しておく。この勅令もまた、11月11日に出されたイギリスの枢密院令、あらゆる船舶に対しイギリスへの寄港

義務を課したその枢密院令への反撃として現れたかたちとなっている<sup>(26)</sup>。第1条 イギリスへの強制寄港に従った船舶は、そのことによって国籍喪失の宣言をうけ、イギリス所有の船舶とみなされる。第2条 前条の、国籍を喪失せしめられた船舶は、正当拿捕を宣せられる。第3条 イギリス諸島は陸上同様海上においても封鎖状態に置かれるものとする。第4条 イギリスもしくはイギリス植民地を発した船舶、あるいはイギリスもしくはイギリス植民地、もしくはイギリス軍占領地域に向かう船舶は、国籍のいかんを問わず正当拿捕の対象とされる<sup>(27)</sup>。

注(26)をも参照されたいが、仏英双方の政治的・政策的応酬には、きわめて過激なものが現れていたと言わざるをえない。

さて、「ベルリン勅令」は発令同日ただちにオランダ、スペイン、ナポリ、エトルリアの諸王国、それにハンブルクに通告され、また月末にはブレーメン、リューベックが勅令を受け容れた<sup>(28)</sup>。R・デュフレスの言うような「最強者によって押し付けられた、広大な経済同盟の形成」がここにみられると言っていいであろう<sup>(29)</sup>。ただしこれは現実の段階としては、フランス支配下の諸国・諸地域における対イギリス政策の共有という現象ととらえておくべきであろう。なお、「ベルリン勅令」の出される8カ月ほど前の1806年3月31日にはナポレオンの兄ジョゼフ・ボナパルトがナポリ国王に据えられており、また同年6月5日には弟ルイ・ボナパルトがオランダ国王にこれも据えられている。これらの措置が、デュフレスの言うように、「大陸封鎖」の実施を確保しておこうとのナポレオンの考えにもとづいていたはずというにしても<sup>(30)</sup>、そこからただちに、ヨーロッパにおける経済的覇権の樹立という、ヨーロッパ組織化の志向をナポレオンの内にみるほどることは、まだこの段階では無理であろう。

しかしそれにしても、「ベルリン勅令」はどれだけの実効をもちえたであろうか。吉田静一は言う、イギリス商品を大陸から完全に締め出すという点に関するかぎり、勅令はそれに成功したとはとうてい言えない、と。その理由として主に二点が言及されている。一つは、この勅令によって押収された商品については、通常、きわめて高価ではあったがその土地の住民に対して買い戻しが認められたため、密輸入に対する統制が困難となつたこと。いま一つは、ナポレオンはついに制海権を握ることができず<sup>(31)</sup>、封鎖は陸上で行わなければならなかつたにもかかわらず、北海およびバルト海沿岸の防備と監視は不十分であったため密輸入を防ぐことはおよそ不可能であった、と<sup>(32)</sup>。

たしかに、北海およびバルト海沿岸の防備と監視の不十分さは、のちにも触れるが、大局的にみればナポレオン時代の末にいたるまで、継続した事実であったと言えるであろう。さきに触れたナポレオンの弟ルイのオランダ国王即位、つづく1807年8月16日の末弟ジェローム・ボナパルトのヴェストファーレン国王即位受任も、デュフレスにならって、地理的にみて北海およびバルト海沿岸の監視・防備の強化が意図された結果とも憶測される<sup>(33)</sup>。

「ミラノ勅令」のもちえた実効についても、密輸入の盛行は、新たな商路の開拓を伴つて、衰えることはなかつたというのが多くの論者のほぼ一致した見解であるが、ここではベルリン・ミラノ両勅令の実施状況を、服部春彦にならってF・クルーゼの説くところによつて、概観しておきたい<sup>(34)</sup>。

「ベルリン勅令」から7～8カ月間は、「封鎖」はフランス帝国とイタリア王国を除いて真

剣には実施されなかった。北海・バルト海から莫大な量のイギリス商品が密輸入されていた。「封鎖」が真に全大陸的なものとなるのは、1807年7月ティルジットの講和によって、ロシア、プロイセン、オーストリアがイギリスと国交を断絶して「封鎖」を支持し、さらにポルトガルが占領され、デンマークがフランスの同盟国に加わったときである。以後1808年5月までは、「封鎖」はきわめて効果的に実施される。

事情が一変するのはその5月、スペインの反乱勃発による。ポルトガルとスペインの大部分がイギリス商品を大量に輸入するようになる。イベリア半島への軍隊派遣のため北海・バルト海沿岸の警戒はおろそかにならざるをえなかった。1809年にはオーストリアの反抗のためにドナウ方面に軍隊が集結されたこともあり、密貿易は北海上のヘリゴランド島と地中海のマルタ島を拠点にますます盛んとなった。

1810年にはオーストリアの屈服により、イベリア半島を除く大陸全域で平和が支配し、ナポレオンは多数の軍隊を「大陸封鎖」の実施に用いることができるようになった。この年、新勅令による「大陸封鎖」の再編成。

1810年後半には、オランダと、ドイツの北海沿岸が併合され、さらにスウェーデンが封鎖体制に強制的に編入された。

こうして同年末から1812年のロシア遠征の失敗まで、イベリア半島を除いて、ヨーロッパ大陸はイギリスの貿易に対して閉ざされることになった。

しかし1813年以後、ヘリゴランド島を基地として密貿易が大規模に再開され、同年10月のライプツィヒの戦いののちにはほぼ大陸全体がイギリスの商業に開放された。

以上がクルーゼの説明に添っての「大陸封鎖」の態様の推移である。こうしてみると、結局、「大陸封鎖」が比較的有効に実施されたのは、きわめてわずかの期間にすぎず、「封鎖」がイギリス経済に決定的打撃を加えることができなかつたのは明らかである<sup>(35)</sup>。

#### IV. 「大陸封鎖」の崩壊と帝国の衰亡

上に略述した経済史家クルーゼの説明は、「大陸封鎖」発令後の歴史の経済的側面が、大陸の政治的側面ときわめて密接であることを結果的に指摘した点でここでは意味があるとしなければならない。

筆者としては、産業革命期の子であったという宿命をもつナポレオンが、大陸に流入する廉価なイギリス商品に対抗するための諸々の措置をとりつづけることで、いかにして政治的・軍事的敗北の過程を歩まねばならなかつたか、上記クルーゼの説明に、ナポレオン帝国衰亡の政治史的側面をより意識的に重ね合わせてみることで、「大陸封鎖」の歴史上の位置づけをはかつてみたいと考える。

そもそもナポレオンが、イギリスとの英仏海峡上の対決を諦めて、大陸内部のオーストリア、ロシア両軍を主勢力とする敵に自軍兵力を集中することに戦略を転換するのは、1805年夏のことである<sup>(36)</sup>。これ以後、大局的にみれば、イベリア半島の重大な歴史的展開も含め、ナポレオン帝国の動乱はナポレオン時代の末まで大陸内部において繰り広げられることになると言つてよい。もちろんその間、間接的にはイギリスはつねにナポレオンの眞の対抗勢力でありつづけた。

すでに「ベルリン勅令」が発せられ「大陸封鎖」が開始されたかたちとなつてのちの1807

年、ティルジットで7月7日、フランス・ロシアの間に、そして9日、フランス・プロイセンの間に平和条約が調印される。実は、このティルジットの講和の主眼は、フランス(皇帝ナポレオン)とロシア(皇帝アレクサンドル)との間に結ばれた秘密協定である。ロシアは、フランスとその「大陸封鎖」の宿敵イギリスとの調停役にまわり、イギリスが調停を拒否した場合は、イギリスと断交することを約束した。そして両皇帝で、大陸における当時の中立諸国であるオーストリア、デンマーク、スウェーデン、およびポルトガルにも働きかけて、「大陸封鎖」参加を強制することを決定したのである<sup>(37)</sup>。

1805年以来、ウルム、アウステルリッツ、イエーナ、アイラウ、フリートラントなどで激戦を繰り広げてきたフランスが、ひとまずつかみとった果実が、この「大陸封鎖」有効実施を主目的としたロシアとの協定であった点に、留意すべきである。

ティルジット講和の年の10月31日、スペインが「封鎖」に加わり、11月7日、ロシアはイギリスと断交、オーストリアが「封鎖」に加わった<sup>(38)</sup>。この1807年11月には大陸諸国とイギリスとの通商関係はほとんど断たれた<sup>(39)</sup>、と言われるゆえんであろう。さきに触れたこの年11月11日のイギリスの枢密院令、つづく12月17日の「ミラノ勅令」が想起されるべきであろう。

ところでこの1807年の10月末、ナポレオンは将軍ジュノにポルトガルの首都リスボン占領を下命、将軍は11月30日にリスボン入城を果たしている。ポルトガルはイギリスにとって密輸基地、船団基地、格好の投資先であり、「ベルリン勅令」発令後もイギリスと経済関係をつづけていた<sup>(40)</sup>。しかしジュノ将軍指揮下のフランス軍がポルトガル侵攻の際スペインを通過していることには、若干の注意が払われてしかるべきであろう。また、委細は省くが、ナポレオンがスペイン宮廷内抗争を注視しながらスペイン侵略を企図していたことは、1808年2月のフランス軍のスペイン北部進駐、また、その後の歴史的展開、たとえばスペイン王位の篡奪、兄ジョゼフ・ボナパルトのスペイン国王位任命の事実に照らして否定できないであろう。

このスペインの首都マドリードに、1808年5月早々、大規模な反仏暴動が発生する。5月末までにはスペイン全土に反仏行動が拡大している。スペインの戦争状態は、この年10月末のナポレオン自身のスペインへの出発、12月4日の近衛部隊ともどものマドリード入城、翌09年1月23日のパリ帰着などの一幕をも呼び込んでいる。そして以後も、このイベリア半島の不安定状態はナポレオン帝国の衰亡までつづくと言ってよいのであるが、1808年中における注目すべき事態は、7月下旬の、兵力2万のデュポン将軍指揮下のフランス軍団の、スペイン軍団への降伏である。この事態により、8月早々にはイギリス軍がポルトガルに上陸、さらにスペインにも侵入、また大陸では、プロイセンとオーストリアが再び反仮活動態勢に入るということにもなり、つまりティルジットの講和はあっけなく雲散霧消し、フランスはイベリア半島と大陸内部とに二分された、強力な敵をかかえることになるのである。イベリア半島の問題は、ナポレオン帝国衰亡史上、無視しえない大事態なのである。

もともとスペイン侵略計画の理由は、スペインを征服することによってポルトガルをイギリスから取り上げ、スペイン沿岸をフランスの支配下におくことができるというものであった<sup>(41)</sup>。歴史家チュラールの言うように、スペイン征服は、ポルトガルの場合と同様、「大陸封鎖」政策の論理的帰結であった<sup>(42)</sup>、という表現が可能な点に注意が払われるべき

である。

1809年4月10日に事実上の対仏開戦に踏み切ったオーストリアは、ナポレオンのウィーン入城をも許す展開となり、10月14日には両国間に平和条約が調印される。しかしながらこの翌1810年に起こる二つの事実を記せば、当時の「大陸封鎖」実施状況の模様は、かなりの程度誤りなく把握できるのではないであろうか。一つは、前記デュフレスの説明にあった、新勅令による「大陸封鎖」の再編成、というもの。新勅令とは記したが、それは7月のサン=クルー、8月のトリアノン、10月のフォンテーヌブローの各勅令を一括して指す。その内容は、「封鎖」の緩和にあり、特許状制度の採用、すなわち、特許状所持の船舶にはベルリン・ミラノ両勅令は適用されず、イギリスとの貿易を認める、というものである。過剰農産物の輸出、工業原料および植民地物産の輸入を増加させることができ、はかられている<sup>(43)</sup>。特許状制度には厳しい条件が付されていたとはいえ、これは「大陸封鎖」の自壊につながるものであったと、評することは許されるであろう。さて、いま一つの事実は、7月9日の、オランダ王国のフランス帝国への併合である。理由は明確に、「封鎖」の要衝オランダにおいて「大陸封鎖」が徹底されていないということにあった。すでにオランダ国王ルイ（ナポレオンの弟）はこの年6月初めにみずから退位し息子のナポレオン=ルイに王位を譲っていた。

この1810年の、11月4日付、フォンテーヌブロー宮での、ナポレオン自身の言説がある。「ライプツィヒの最近の大市にあらわれた植民地の商品は、ロシアから来た700台の荷車で運び込まれたものである。これは今日、植民地の物産の商業がすべてロシアによってなされているということである。これはそして、イギリス軍が20隻の戦艦で護衛し、スウェーデン、ポルトガル、スペイン、アメリカの各国旗で偽装させた1200隻の船舶の、その一部が商品をロシアに降ろしたということなのである。平和か戦争か、それはロシアの選択次第ということである。」<sup>(44)</sup>

ロシア・イギリスの接近、フランス側にとっての、「大陸封鎖」へのその強い脅威が、なまなましく記されている。

周到な準備のうちに、ナポレオンがロシア大遠征に踏み切るのは1812年5月である。この大遠征と歴史的な大潰走が、ナポレオン帝国の落日をくっきりと告げるものとなってゆくのは、とうてい否定しようのない歴史的事実である<sup>(45)</sup>。しかし本稿にあってとくに重視せねばならない点は、このロシア大遠征が、いかにロシア国内に政治的・社会的・経済的事情が鬱積していたにせよ、「大陸封鎖」に同調しないロシアへの征討を、その動機として、重くかつ明確に、備えていたということである。

かくして、当然、ロシア大遠征がナポレオン帝国の命運を左右したなどという不用意な通説が政治史的な面からのみなされるとすれば、それはあまりに表層的なものとして留保を付されるべきものとなるであろう。

ロシア大遠征の翌1813年から14年にかけて、大陸における対仏同盟軍（第6次、第7次同盟）によるフランス包囲網は着実に狭まり、やがて百日天下後のワーテルローの会戦を経て、ナポレオンの最終的退位が決定するのは、1815年6月22日のこととなる。

フランス革命期およびナポレオン時代を通じての、「大陸封鎖」の歴史的文脈における位置と意味とは、以上のようなものである。

## 注

- (1) 服部春彦著「ナポレオンのヨーロッパ統合」[紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』(京都大学出版会、2004年刊) 所収、pp.151-191.] pp.153-154. R. Dufraisse, *Régime douanier, Blocus, Système continental*, Revue d'histoire économique et sociale, tome 44, 1966, pp.535-537.
- (2) R・デュフレスによれば、ナポレオンの構想としての「大陸体制」は、たとえば「政治的にはヨーロッパの連邦的組織化を目指しており」(前掲・服部論文、p.153) とされるが、ナポレオンに「フランス帝国の拡大」という意図があったのは事実にせよ、「ヨーロッパの連邦的組織化」ともなれば、少なくとも実証的分析例の提起が必要とされるであろう。筆者は、とくに、現在進行中のヨーロッパ統合の先行例に、ナポレオンの構想が安易に挙げられる場合を疑問視するものである。
- (3) 岡本明はその論文「ナポレオン支配下のヴェストファーレン王国」[服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』(山川出版社、2000年刊) 所収、pp.199-221.] で、ナポレオン時代の、フランスとその保護領となったライン連邦諸国とのあいだの「共存共榮関係」を引き出し「フランスの連邦にたいする一方的犠牲の強要」という見解が必ずしも踏襲されていない論の例として、E・ヴァイスの著作を挙げている。pp. 199-200. 筆者は未見であるが、紹介例としては貴重と考えここに記しておく。Weis, *Deutschland und Frankreich um 1800, Aufklärung, Revolution, Reform*, München, 1990.
- (4) これらの勅令が必ずしもフランス側からする一方的なものでなかつた若干の経緯については、のちの注(26)およびそれに対応する本文を参照されたい。
- (5) この法令については、論述の関係上、のちの注(8)(9)に相応する本文部分を参照されたい。
- (6) たとえば、1794年8月、南仏でナポレオンがロベスピエール派として逮捕されたとき、彼は国民公会派遣議員に宛てて、「革命のそもそもの初め以来、私はつねに主義に忠実ではなかったでしょうか?」「私は共和国のためにすべてをささげようとしました」という文言を含む書簡を送っている。末期とはいえ、恐怖政治期下にあって、自己防衛をはかったにせよ、虚言は死に直結したはずである。拙訳書・アンドレ・マルロー編『ナポレオン自伝』(朝日新聞社、2004年刊) p.11. 参照。Cf. André Malraux, *Vie de Napoléon par lui-même*, Gallimard, Paris, 1991. pp.13-14.
- (7) 以下、革命時代の保護主義に関する記述は、吉田静一著『近代フランスの社会と経済』(未来社、1975年刊) pp.113-114., 同著『フランス重商主義論』(未来社、1962年刊) 第二章、服部春彦著「ナポレオンのヨーロッパ統合」pp.169-170. に多くを依拠する。
- (8) 「自由貿易」とは、ルイ16世治下の1786年9月に英仏間に締結された通商条約「イーデン条約」にもとづく通商を指して用いる。17世紀後半以来、両国間の貿易はその関税=通商戦を通じほとんど断絶していた期間の多かったことは付言しておかねばならない。なお、「イーデン条約」およびその後の展開については、津田内匠著「自由貿易と保護主義の相克」[杉山忠平編『自由貿易と保護主義』(法政大学出版局、1985年刊) 所収、pp.27-58.] に詳しい。

- (9) 前注参照。
- (10) 河野健二編『資料 フランス革命』(岩波書店、1989年刊) 所収、石井三記訳「イギリス商品の輸入禁止令」pp.604-606. 参照。
- (11) 同上書・所収、服部春彦訳「航海条令」pp.455-460. 参照。
- (12) 服部春彦著『フランス近代貿易の生成と展開』(ミネルヴァ書房、1992年刊) 第2章 III、参照。
- (13) 「ニヴォーズ法」の規定するところの主な内容は、以下のようなものである。——船舶の国籍はその積荷によって決定される、イギリスもしくはその領土からの商品を積載する船舶はただちに没収される、イギリスの港に寄港した船舶はフランスの港に寄港しない、など。しかし当然のことながら、これらの規定による中立諸国への被害は少なくなく、フランスと中立諸国との貿易に障害が生じたため、「ニヴォーズ法」ははやくも翌1799年12月に廃止されることになる。吉田静一著『近代フランスの社会と経済』p.114.
- (14) 服部春彦著「ナポレオンのヨーロッパ統合」pp.169-170., R. Dufraisse, *Blocus continental*, dans J. Tulard, dir., *Dictionnaire Napoléon*, Fayard, Paris, 1987. pp. 219-221. なお、チザルピーナ共和国との通商条約では、両国商品の輸入関税を互いに従価6%以下とすることが定められ、そのようななかたちにより工業生産力に優るフランスが自国製造品輸出拡大をはかったという意味で、ヨーロッパにおけるフランスの経済的霸権樹立の志向を読み取ることは可能ではあるが、チザルピーナ共和国とはそもそもナポレオンの北イタリア軍事制圧とともに1797年7月にナポレオン自身が誕生させた小国家というにすぎないという面は、認識されておくべきであろう。
- (15) 「アミアンの平和」とは、1802年3月25日に仏英間に結ばれた平和条約「アミアン条約」の保障した平和期のことを指すが、両国ともこの平和を一時的なものとみなして、自國に有利な状況をつくる時間かせぎに利用していたことも、事実の展開の語るところである。同条約が双方により破棄されたのは1803年5月。
- (16) 吉田静一著『フランス重商主義論』pp.147-148.
- (17) 同著『近代フランスの社会と経済』pp.116-117.
- (18) 村岡健次・川北稔編著『イギリス近代史』(ミネルヴァ書房、2003年刊) p.64., E・J・ホブズボーム著、安川悦子・水田洋訳『市民革命と産業革命』(岩波書店、1968年刊) pp.43-44. など。
- (19) 原輝史著『フランス資本主義』(日本経済評論社、1986年刊)第一章第二節。馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史学』(東京大学出版会、2001年刊) pp.143-154.
- (20) 服部春彦著『フランス産業革命論』(未来社、1968年刊) p.15. なお、これらの数値は、P. Bairoch, *Révolution industrielle et sous-développement*, 1964, p.262. によるとある。
- (21) 同上書、p.17. 数値はこれも、*Ibid.*, pp.237-238. によるとある。
- (22) 村岡健次・川北稔編著『イギリス近代史』pp.132-133.
- (23) イギリスのこの当時の対仏姿勢を示しておくという意味で、1806年5月16日に発せられたその宣言を記せば、それは北海ならびに海峡沿岸の大陸側海港に対する封鎖宣言というものであった。

- (24) 以下、この勅令および「ミラノ勅令」からの引用は、拙論「フランス近代植民地貿易にみる英仏抗争の構図」(「静岡産業大学国際情報学部研究紀要」第6号、2004年2月発行) p.182との重複分を含むことをお断りしておく。
- (25) *Correspondance de Napoléon Ier*, publiée par l'ordre de l'Empereur Napoléon III. Reprinted from the edition of 1858. New York, 1974, 32vol., tome 13, p.556.
- (26) イギリスは「ベルリン勅令」1カ月半後の1807年1月7日に枢密院令を発し、同勅令がイギリスに「疑問の余地ない報復権」を与えたことを宣言し、フランスとその同盟国に属する諸港間の通商を禁じ、それに反した船舶の拿捕処分を命じた。その後に出されたいいくつかの枢密院令のうちでも重要視されるのが同07年11月11日の枢密院令で、そこでは「あらゆる船舶に対してイギリスへの寄港義務を課した」。吉田静一著『近代フランスの社会と経済』p.120. 参照。  
「ミラノ勅令」の前文では、このようなイギリス政府の処置が「ヨーロッパ諸国民の船舶から国籍を剥奪する」ことになると、それを諸国家の主権侵害、黙視しえざる暴挙として、激しく非を鳴らしている。  
なお、上記11月11日の枢密院令中の重要規定は、それによってイギリスにとっての外国商品およびとくに植民地物産の制御と価格釣上げとが画策された結果である。吉田静一著『フランス重商主義論』p.157. 参照。
- (27) *Correspondance de Napoléon Ier*, op. cit., tome 16, p.193.
- (28) R. Dufraisse, *Blocus continental*, op. cit., p.223.
- (29) *Ibid.*, p.223.
- (30) *Ibid.*, p.223.
- (31) この部分については、拙論「フランス近代植民地貿易にみる英仏抗争の構図」を参照されたい。
- (32) 吉田静一著『近代フランスの社会と経済』pp.119-120.
- (33) ヴェストファーレン王国は、ナポレオンにより1807年8月に人工的に樹立された。北海に注ぐエルベ川の上流、および同じく北海に注ぐヴェーゼル川上流流域におおむね挟まれた三角地帯である。岡本明著「ナポレオン支配下のヴェストファーレン王国」pp.199-221. 参照。
- (34) F. Crouzet, *Le système continental et ses conséquences*, dans J. Mistler, dir., *Napoléon et Empire*, 2 vol., Paris, 1968, tome II, pp.97-98. 服部春彦著「ナポレオンのヨーロッパ統合」pp.171-172.
- (35) 服部春彦は、同上論文の注(p.189)で、このようにクルーゼが時期を限ってにせよ「大陸封鎖」の効果の事実を認めているのに対して、マルザガッリの最近の研究は、「封鎖」の実質的効果を根本的に疑問視しているとし、その文献を挙げている。S. Marzagalli, *Les boulevards de la fraude. Le négoce maritime et le Blocus continental, 1806-1813*, Paris, 1999. pp.263-267.
- (36) 拙論「フランス近代植民地貿易にみる英仏抗争の構図」pp.184-185.
- (37) 長塚隆二著『ナポレオン』下(読売新聞社、1986年刊)pp.272-273. R. Dufraisse, *Blocus continental*, op. cit., pp.223-224.
- (38) *Ibid.*, p.224.

- (39) J. Tulard, *Napoléon*, Fayard, Paris, 1977. p.209.
- (40) 本池立著『ナポレオン』(世界書院、1992年刊) p.126.
- (41) *Correspondance de Napoléon Ier*, tome 16, p.472.
- (42) J. Tulard, *Le Grand Empire, 1804-1815*, Albin Michel, Paris, 1982, p.146.
- (43) 注(34)参照。および、吉田静一著『フランス重商主義論』pp.163-167. 同著『近代フランスの社会と経済』pp.123-125.
- (44) 拙訳書・アンドレ・マルロー編『ナポレオン自伝』p.310. André Malraux, *Vie de Napoléon par lui-même*, p.242.
- (45) Cf. *Mémoires du Général De Caulaincourt, Duc de Vicence, Grand écuyer de l'Empereur*, Librairie Plon, 1933. 3vol. 拙抄訳書『ナポレオン——ロシア大遠征軍潰走の記』(時事通信社、1981年刊) 参照。